

4 いりょう かん 医療に関すること

しょう 障がいのある方の しょう 障がいの けいげん 軽減、 けんこう ほ 健康の せい 保持、 せい 生活の せい 安定等のために 医療 に関する 各種 制度 があります。

(1) じりつ し えん いりょう こうせい いりょう いくせい いりょう きゅうふ 自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付

しんたいしょう 身体障がいのある方が ちじ 知事の してい 指定を受けた 医療機関で、 しょう 障がいの けいげん 軽減・ じょきょ 除去や 機能回復 のために 医療 を受けることができます。

更生医療： しんぞう 心臓ペースメーカー埋め込み術、 じんこうとうせき 人工透析、 じんこうかんせつち かんじつ 人工関節置換術、 はくないしょうしゅじつ 白内障手術、 じんこうないじ そうにゅうじつ 工内耳挿入術、 かんぞういしょくじつ 肝臓移植術など

育成医療： こうしんこうがいれつしゅじつ 口唇口蓋裂手術、 しんぞうしゅじつ 心臓手術、 じんこうとうせき 人工透析など

【対象者】

更生医療： しんたいしょうがいしゃ てちょう も 身体障害者手帳をお持ちの 18歳以上の方。

育成医療： さいみまん しんたい 18歳未満で 身体に しょう 障がいのある じどう 児童、 または そのまま ほうち 放置すると しょうらいしょう 将来障がい が 残ると 認められる 疾患 がある 児童。

【注意事項】

- せたい 世帯の しょうとく 所得や じゅじつ 手術の種類などによっては、 たいしょう 対象とならない場合があります。
- じこふたんがく 自己負担額は げんそく 原則 1 割負担ですが、 せたい 世帯の しょうとく 所得や しょうびょう 疾病等に 応じて、 げつがく 月額 じこふたんじょうげんがく 自己負担上限額 が 設けられます。
- じりつしえんいりょうきゅうふ 自立支援医療の 給付を受けるためには、 じゅじつ 手術などを 受ける まえ 前に せいしん 申請が 必要です。（事前申請が原則です。）
- とどうふけんち 都道府県知事又は ちゅうかくしちょう 中核市長により 指定を受けた 医療機関・ やっきょく 薬局でなければ 給付の 対象 となりません。
- じゅしん 受診の際は、 まいかい 毎回 医療機関・ やっきょく 薬局へ じゅきゅうしゃしょう 受給者証を 提示 してください。

【窓口】 市町村福祉担当課

(2) じりつ し えん いりょう せいしんつういん いりょう きゅうふ 自立支援医療（精神通院医療）の給付

せいしんしょう 精神障がいのある方が、 せいしん 精神科の びょうき 病気で びょういん 病院や じんりょうしょ 診療所に せいしん 通院して、 医療 を受けられた 場合に、 げんそく 原則として その 医療費 の 9 割が 医療保険 と 公費 で 負担 される 制度 です。

【対象者】 せいしん 精神の びょうき 病気を 理由 として、 せいしん 通院による せいしん 精神医療 を せいしん 継続的に 必要 とする方。

【注意事項】

- 世帯の所得や疾病等によっては、対象とならない場合があります。
- 自己負担額は原則として1割ですが、世帯の所得や疾病等に応じて、月額自己負担上限額が設けられます。
- 有効期間は申請受理日から1年間です。
- 都道府県知事により指定を受けた医療機関・薬局でなければ給付の対象となりません。

【窓口】 市町村福祉担当課 ※連絡先は、p166～p167をご覧ください。

(3) 特別医療費助成制度

重度の障がいのある方が保険医療を受けられた場合に、自己負担部分を助成する制度です。

【対象者】

- 1～2級の身体障害者手帳をお持ちの方。
- 3～4級の身体障害者手帳をお持ちで知能指数（IQ）が50以下と判定された方。
- 重度の知的障がい者として判定を受けた方。（知能指数が35以下と判定された方。）
- 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。

※各市町村が独自に対象者を拡大して医療費の助成制度を設けていることがありますので、詳しくは各市町村にお問い合わせください。

【注意事項】

- 自立支援医療など他の公的医療費の給付が受けられる場合は、そちらが優先されます。
- 世帯、ご本人の所得に応じた助成の制限があります。

【所得制限】 ご本人の年間所得額が基準額未満の方が助成されます。

扶養親族等の数	基準額
扶養親族なし	1,695,000円
扶養親族1人	2,075,000円
扶養親族2人	2,455,000円
扶養親族3人以上	2,455,000円に扶養親族のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額

いちぶふたんきん
【一部負担金】

ほんにんしよとく おう いりようきかん げつがく ふたんじょうげん そういりようひ わりほんにんふたん
本人所得に応じて、1医療機関ごとの月額負担上限まで総医療費の1割が本人負担となります。

げつがく ふたんじょうげん いりようきかん
○月額負担上限（1医療機関ごと）

区 分	通 院	入 院
しよとくせいげんとう しよとくがく いじょう もの 所得制限等の所得額以上の者	じよせいたいしよがひ 助成対象外	じよせいたいしよがひ 助成対象外
いっ ばん 一 般	2,000 えん 円	10,000 えん 円
てい しよ とく 低 所 得 ○ご本人が市町村民税非課税	1,000 えん 円	5,000 えん 円
てい しよ とく とう 低 所 得 等 ○市町村民税非課税世帯（自立支援医療の対象者のうち未申請者を除く） ○自立支援医療の高額治療継続者（人工透析や統合失調症などがその医療を受けた場合	ほんにん ふたん 本人負担なし	ほんにん ふたん 本人負担なし

まど くち しちょうそんとくべつ いりようたんとく か
【窓 口】 市町村特別医療担当課

じゅうしようしんしんしよう じしや ほご
（４）重症心身障がい児者の保護

じゅうど したいふじゅう じゅうど ちてきしよう ちようふく かた いりようきかん にゅうしよ ちりょう にち
重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複している方が医療機関に入所して治療や日常生活の指導を受けることができます。

おも いりようきかん つぎ
【主な医療機関としては、次のものがあります】

どくりつぎやうせいほうじんこくりつびょういん き こうとっとり いりよう
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター

とっとりしみつ 0857-59-1111 FAX 0857-59-1589
鳥取市三津 876

けんりつそうごうりょういく
県立総合療育センター

よなごしかみふくばら ちようめ 0859-38-2155 FAX 0859-38-2156
米子市上福原 7丁目 13-3

どくりつぎやうせいほうじんこくりつびょういん き こうまつ え いりよう
独立行政法人国立病院機構松江医療センター

しまねけんまつえしあげのぎ ちようめ 0852-21-6131 FAX 0852-27-1019
島根県松江市上乃木 5丁目 8-31

どくりつぎやうせいほうじんこくりつびょういん き こうか もせいしん いりよう
独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター

ひろしまけんひがしひろしま しくる せ ちようみなかた 0823-82-3000 FAX 0823-82-7352
広島県東広島市黒瀬町南方 92

まど くち じどうそうだんしよ しちょうそんふくしたんとく か
【窓 口】 児童相談所、市町村福祉担当課

医療に関すること

(5) 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が受けることになっていますが、一定以上の障がいのある方については、65歳から74歳までの間はご本人の選択により適用になります。

【対象者】

対象となる障がいの程度は、障がいの種類によって異なりますので次の窓口でご相談ください。

【窓 口】 市町村後期高齢者医療制度担当課

